

○潮来市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、潮来市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、潮来市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，公表の日から施行する。

附 則（令和2年1月17日告示第7号）

この告示は，公表の日から施行する。